

○大分市宇曾山荘条例

平成16年12月17日

条例第29号

(設置)

第1条 豊かな自然環境を生かし、人や文化の交流の場を提供することにより、市民の心身の活力の向上に寄与するため、大分市宇曾山荘（以下「宇曾山荘」という。）を大分市大字入蔵635番地の1に設置する。

(使用の許可)

第2条 宇曾山荘の宿泊室、研修室、ホール及びテニスコート（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前2項の許可を与える場合において管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(平25条例15・一部改正)

(使用料)

第3条 施設の使用料は、別表のとおりとする。

2 前項の使用料は、許可の際に納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第4条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第6条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。

- (1) 使用の目的が宇曾山荘の設置の趣旨に適合しないと認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 建物、設備及び器具等を毀損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 管理上支障があると認められるとき。

(令7条例38・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用を停止させるこ

とができる。この場合において、使用者が損害を受けても、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により許可を受け、又は許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(原状回復)

第9条 使用者は、施設の使用を終え、又はその使用の停止を命じられたときは、直ちに使用場所を原状に回復し、点検を受けなければならない。

(利用の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、利用を拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 建物、設備及び器具等を汚損し、又は毀損するおそれがある者
- (2) 他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれがある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(令7条例38・一部改正)

(損害賠償)

第11条 使用者又は利用者は、建物、設備及び器具等を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出て、市長が認定する額を賠償しなければならない。

(令 7 条例 38 ・ 一部改正)

(指定管理者の指定)

第 12 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次に掲げる要件を満たす者のうちから市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に、宇曽山荘の管理を行わせることができる。

- (1) 宇曽山荘の管理を行うに当たり、平等な利用を確保することができる者であること。
- (2) 宇曽山荘の効用を最大限に発揮させる内容の事業計画書を作成した者であること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有する者であること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定により指定管理者に宇曽山荘の管理を行わせる場合における第 2 条、第 7 条、第 8 条、第 10 条及び前条の規定の適用については、これらの規定（前条の規定を除く。）中「市長」とあるのは「第 12 条第 1 項に規定する指定管理者」と、第 8 条中「市」とあるのは「市及び第 12 条第 1 項に規定する指定管理者」と、前条中「市長に」とあるのは「次条第 1 項に規定する指定管理者に」とする。

3 第 1 項の規定による指定は、宇曽山荘の管理を行おうとする者の市長に対する申請により行う。

4 前項の規定による申請は、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

(平 1 8 条例 3 7 ・ 追加)

(指定等の告示)

第 1 3 条 市長は、前条第 1 項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

2 前項の規定は、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 1 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者による管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(平 1 8 条例 3 7 ・ 追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第 1 4 条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、宇曽山荘の管理を行わなければならない。

(平 1 8 条例 3 7 ・ 追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 1 5 条 指定管理者は、宇曽山荘の利用に関する業務その他市長が定める宇曽山荘の管理のために必要な業務を行わなければならない。

(平 1 8 条例 3 7 ・ 追加)

(使用時間及び休所日)

第 1 6 条 宇曽山荘の使用時間及び休所日は、規則で定める。

(平 1 8 条例 3 7 ・ 追加)

(利用料金の収受等)

第 1 7 条 第 1 2 条第 1 項の規定により指定管理者に宇曾山荘の管理を行わせる場合における宇曾山荘の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 前項の場合における第 3 条から第 5 条までの規定の適用については、第 3 条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第 1 項中「使用料」とあるのは「利用料金（第 1 7 条第 1 項に規定する利用料金をいう。以下この条から第 5 条までにおいて同じ。）」と、「別表のとおり」とあるのは「別表に定める額の範囲内で、市長の承認を得て、第 1 2 条第 1 項に規定する指定管理者が定める額」と、同条第 2 項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同項ただし書中「市長」とあるのは「第 1 2 条第 1 項に規定する指定管理者」と、第 4 条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長」とあるのは「第 1 2 条第 1 項に規定する指定管理者」と、「公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料」とあるのは「市長の承認を得て定める基準により、利用料金」と、第 5 条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条ただし書中「市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない」とあるのは「第 1 2 条第 1 項に規定する指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、その全部又は一部を還付することができる」とする。

(平 1 8 条例 3 7 ・ 追加)

(委任)

第 1 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 1 8 条例 3 7 ・ 旧第 1 2 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 7 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に野津原町研修宿泊施設「宇曽山荘」の設置及び管理運営に関する条例（平成 3 年野津原町条例第 1 3 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 1 8 年条例第 3 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 5 年条例第 1 5 号）

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年条例第 3 9 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市市民行政センター条例、大分市市民センター条例、ホルトホール大分条例、コンパルホール条例、平和市民公園能楽堂条例、大分市宇曾山荘条例、大分市葬斎場条例、大分市都市公園条例、大分市漁港管理条例、大分市普通河川占用、使用及び採取料条例、大分市準用河川占用料及び採取料徴収条例、大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例、大分市レンタサイクル条例、大分市公民館使用料徴収条例、大分市歴史資料館条例、大分市立少年自然の家条例、大分市いまいち山荘条例、大分市河原内陶芸楽習館条例、大分市美術館条例、アートプラザ条例、大分市立学校体育館等使用料条例、大分市今市健康増進センター条例、大分市営陸上競技場条例、大分市営温水プール管理条例、ハウス大分川条例及び大分市スポーツ施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請、届出その他の行為に係る使用料、採取料その他の徴収金（指定管理者が収入する利用料金を除く。以下この項において同じ。）について適用し、同日前の申請、届出その他の行為に係る使用料、採取料その他の徴収金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第18号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大分市市民行政センター条例、平和市民公園能楽堂条例、大分市宇曾山荘条例、大分市葬斎場条例、大分市営納骨堂条例、大分市漁港管理条

例、大分市普通河川占用、使用及び採取料条例、大分市準用河川占用料及び採取料徴収条例、大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例、大分市大分駅前広場条例、大分いこいの道広場条例、大分市レンタサイクル条例、大分市立エスペランサ・コレジオ条例、大分市公民館使用料徴収条例、大分市歴史資料館条例、大分市海部古墳資料館条例、大分市情報学習センター条例、大分市立少年自然の家条例、大分市河原内陶芸楽習館条例、大分市美術館条例、アートプラザ条例、大分市立学校体育館等使用料条例、大分市今市健康増進センター条例、ハウス大分川条例及び大分市スポーツ施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請、届出その他の行為に係る使用料、採取料その他の徴収金（指定管理者が収入する利用料金を除く。以下この項において同じ。）について適用し、同日前の申請、届出その他の行為に係る使用料、採取料その他の徴収金については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年条例第 3 8 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 1 1 条、第 2 0 条、第 2 5 条、第 3 0 条、第 3 1 条及び第 3 4 条の規定並びに第 3 項の規定 令和 8 年 4 月 1 日

（経過措置）

3 改正後のホルトホール大分条例、コンパルホール条例、平和市民公園能楽堂条例、大分市宇曾山荘条例、大分市丹生温泉施設条例、大分市関崎海星館条例、アートプラザ条例、大分市営陸上競技場条例、大分市営温水プール管理条例（別表会議室の項の規定を除く。）及び大分市大洲総合体育館条例（別表役員控室の項の規定を除く。）並びに第11条の規定による改正後の大分市都市公園条例の規定は、第1項第1号に規定する日以後の申請その他の行為に係る使用料その他の徴収金（指定管理者が収入する利用料金を除く。以下この項において同じ。）について適用し、同日前の申請その他の行為に係る使用料その他の徴収金については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

（令元条例18・全改、令7条例38・一部改正）

1 宿泊室使用料

区分		使用料		備考
宿泊して使用する場合	特別室	一般	1人1泊につき 6,060円	1 一般とは、高校生等以外の者をいう。
		高校生等	1人1泊につき 3,030円	2 高校生等とは、18歳に達する日以後の最初の3
	和室及び洋室	一般	1人1泊につき 4,540円	月31日までの間にある者をいう。

		高校生等	1 人 1 泊につき 2, 3 2 7 0 円	3 日帰りで使用する場 合において、使用時間に 1 時
日 帰 り で 使 用 す る 場 合	特別室、一般 和室及 び洋室	高校生等	1 時間につき 2 8 0 円	間未満の端数があるとき、 又はその使用時間が 1 時 間未満のときは、1 時間と する。
		高校生等	1 時間につき 1 4 0 円	4 日帰りで使用する場 合において、高校生等及び一 般の者が同時に使用する 場合の使用料は、使用する 人数の半数以上が高校生 等である場合に限り、高校 生等が使用する場合の使 用料とする。

2 研修室使用料

区分	使用料		備考
研修室	全部	1 時間につき 6 6 0 円	使用時間に 1 時間未 満の端数があるとき、又 はその使用時間が 1 時
	2 分の 1	1 時間につき	

		3 3 0 円	間未満のときは、1 時間とする。
--	--	---------	------------------

3 ホール使用料

区分	使用料		備考
ホール	全部	1 時間につき 1, 5 5 0 円	使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とする。
	2 分の 1	1 時間につき 7 7 0 円	

4 テニスコート使用料

区分	使用料		照明施設使用料	備考
テニスコート	一般	1 面 1 時間につき 4 4 0 円	1 面 1 時間につき 4 4 0 円	1 使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とする。
	高校生等	1 面 1 時間につき 2 2 0 円	1 面 1 時間につき 2 2 0 円	2 入場料を徴収する場合は、最高入場料金の 5 0 人分を加算するものとする。 3 一般とは、高校生等以外の者を

			いう。 4 高校生等とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 5 高校生等及び一般の者が同時に使用する場合は、使用する人数の半数以上が高校生等である場合に限り、高校生等が使用する場合は使用料とする。
--	--	--	--